顧客属性照会システムの利用等にかかる規則

（目的）

第１条　この規則は，農林中央金庫に「顧客属性照会システム利用申請書」を提出した農業協同組合（以下「甲」という）および都道府県を取りまとめる連合会または連合会機能を果している農林中央金庫支店（以下「乙」という）が，農林中央金庫（以下「丙」という）が提供する「顧客属性照会システム」（以下「ＣＣＳ」という）を利用するにあたり，必要な事項を定める。

（機能・利用目的）

第２条　ＣＣＳとは，甲または乙の顧客（顧客が個人の場合はその取引担当者（代理人を含む），顧客が法人の場合はその代表者（代表資格者を含む），取引担当者および実質的支配者を含む），保証人（物上保証人を含む）および業務委託先その他の取引先（以下「顧客等」と総称する）の情報（以下「顧客情報」という）が，ＣＣＳ内にあらかじめ登録されたまたは甲もしくは乙が登録した反社会的勢力，財務省が提供する資産凍結等経済制裁措置対象者，警察庁が提供する凍結口座名義人等（以下「反社等」という）の情報に該当するか否かの確認を行うための機能をいう。

２　甲および乙は，自らの顧客等が反社等に該当するか否かの確認を行うためにＣＣＳを利用する。ただし，乙は，乙がとりまとめる都道府県域の甲から，障害等のやむを得ない事情により，その顧客等の照会の依頼を受けた場合に限り，甲に代行して，甲の顧客等が反社等に該当するか否かの確認を行うためにＣＣＳを利用するものとする。

３　丙は，以下の各号の場合，甲または乙に代行して，甲または乙の顧客等が反社等に該当するか否かの確認を行うためにＣＣＳを利用するものとする。

①　あらかじめ甲または乙から「顧客属性照会システム利用申請書」において依頼を受けている場合

②　甲または乙から，障害等のやむを得ない事情により依頼を受け，丙が適当と認めた場合

（利用の申込および承認）

第３条　甲が新たにＣＣＳを利用しようとする場合には，以下の各号に定める手続によるものとする。

①　甲は，原則として毎年３月および９月の各月内限りに「顧客属性照会システム利用申請書」の申請手続を委任する旨を，書面により，その所在する都道府県域を取りまとめる乙に提出するとともに，「ＣＣＳネットワークＩＤ登録依頼書」を電子メールにより乙に送付する。

②　乙は，前号により甲から提出を受けた「顧客属性照会システム利用申請書」および「ＣＣＳネットワークＩＤ登録依頼書」の内容を確認のうえ，特に問題がなければ，委任を受けた甲の申請手続を取りまとめたうえ，「顧客属性照会システム利用申請書」を書面により丙に提出するとともに，「ＣＣＳネットワークＩＤ登録依頼書」を電子メールにより丙に送付する。

③　丙は，前号により乙から提出を受けた書類の内容を確認のうえ，特に問題がなければ，甲によるＣＣＳの利用を承認する。

２　乙が新たにＣＣＳを利用しようとする場合には，以下の各号に定める手続によるものとする。

①　乙は，原則として毎年３月および９月の各月内限りに「顧客属性照会システム利用申請書」を書面により丙に提出するとともに，「ＣＣＳネットワークＩＤ申請書」を

電子メールにより丙に送付する。

② 丙は，前号により提出を受けた書類の内容を確認のうえ，特に問題がなければ乙によるＣＣＳの利用を承認する。

（届出事項の変更等）

第４条　前条に定める手続は，甲または乙が届出事項の変更を行う場合に準用するものとする。

（利用の停止）

第５条　甲がＣＣＳの利用を停止する場合には，以下の各号に定める手続によるものとする。

① 甲は，「ＣＣＳ利用停止届」を電子メールにより乙に送付する。

② 乙は，前号により甲から提出を受けた「ＣＣＳ利用停止届」の内容を確認のうえ，特に問題がなければ，「ＣＣＳ利用停止届」をＣＣＳの利用を停止する2週間前までに電子メールにより丙に送付する。

③ 丙は，前号により乙から提出を受けた「ＣＣＳ利用停止届」の内容を確認のうえ，特に問題がなければ，甲によるＣＣＳの利用の停止を承認する。

２　乙がＣＣＳの利用を停止する場合には，以下の各号に定める手続によるものとする。

① 乙は，「ＣＣＳ利用停止届」をＣＣＳの利用を停止する2週間前までに電子メールにより丙に送付する。

② 丙は，前号により提出を受けた書類の内容を確認のうえ，特に問題がなければ乙によるＣＣＳの利用の停止を承認する。

（権利の帰属）

第６条　ＣＣＳの知的財産権その他一切の権利は，丙または正当な権利を有する第三者に帰属するものとする。

（乙の役割）

第７条　乙は，所在する都道府県域における甲のとりまとめ機能を果すものとし，甲によるＣＣＳの利用に際して必要となる各種事務・照会対応等の役割を担うものとする。

（責任の範囲）

第８条　甲および乙は，ＣＣＳを利用するために必要な情報をＣＣＳに登録する。

２　甲および乙は，ＣＣＳからの照会結果については，自らの責任において法令諸規則および行政指導に基づき対応するものとする。

３　丙は，責任をもってＣＣＳの維持および管理を行う。ただし，丙は，ＣＣＳから提供される情報および照会結果の信頼性および正確性について何ら保証するものではない。また，甲および乙は，ＣＣＳから提供される情報および照会結果について，丙に対して損害賠償請求等による責任の追及を行わないものとする。

（情報の管理等）

第９条　甲，乙および丙は，ＣＣＳにおいて保有される反社等データ，および当該反社等データと照合を行うために甲，乙および丙が保有する顧客情報の取扱いにあたっては個人情報保護法その他の法令を遵守するとともに，厳重なセキュリティ管理を行わなければならない。また，甲および乙は，自身の原因により，個人情報の漏えい等が発生した場合はその責任を負うものとする。

２　乙は，ＣＣＳの利用により知り得た甲の情報（顧客情報を含む）について，次項の①から④の場合および第２条第２項ただし書に基づき甲に代行して照会する場合に限り，

甲より委託された範囲内において利用することができるものとする。

3　丙は，ＣＣＳの利用により知り得た甲または乙の情報（各顧客情報を含む）について，次の①から⑤の場合に限り利用することができるものとする。

①　ＣＣＳの円滑な運営等に必要な場合
②　系統信用事業（ＪＡバンクシステム等）の健全性維持のために必要な場合
③　主務省等による監督上の理由から必要な場合
④　法令に基づく場合
⑤　第２条第３項に基づき甲または乙に代行して照会を行う場合

（マッチング情報の共同利用）

第９条の２　前条第２項および第３項にかかわらず，系統信用事業における金融機能の不正利用防止に向けて甲，乙および丙が一体的に取り組むことを目的として，個人情報保護法第23条第４項第３号に基づき，顧客情報とＣＣＳに登録された情報が結合された情報（以下「マッチング情報」という）を，次の各号に掲げるマッチング情報の区分に応じ，当該各号に定める者の間で共同して利用することができるものとする。

ただし，甲による顧客情報の利用の範囲は，当該甲の顧客等にかかるものに限り，乙による顧客情報の利用の範囲は，当該乙の顧客等にかかるもの，および当該乙が第７条によりその所在する都道府県において取りまとめ機能を果たす甲にかかるものに限るものとする。

①　甲の顧客等にかかるマッチング情報　甲，乙および丙
②　乙の顧客等にかかるマッチング情報　乙および丙

2　甲，乙および丙は，前項によりマッチング情報を共同して利用する場合，個人情報保護法第23条第４項第３号において本人に通知し，または本人が容易に知り得る状態に置くべきものとして掲げられている事項のうち，個人データの管理について責任を有する者については，次の各号に掲げるマッチング情報の区分に応じ，当該各号に定める者とするほか，丙の指示に従い，同号の遵守のために必要な措置をとるものとする。

①　甲の顧客等にかかるマッチング情報　甲
②　乙の顧客等にかかるマッチング情報　乙

（システムの変更および終了）

第１０条　丙は，関係諸法令の改廃または主務省等の指示があった場合は，甲および乙に事前に通知することなく，ＣＣＳの仕様等を変更し，またはＣＣＳの運用を終了することができるものとする。

（免責）

第１１条　丙は，ＣＣＳに何らかの障害が発生し，ＣＣＳの運用を中止または停止した場合，かかる障害が丙の故意または重過失による場合を除き，甲および乙に対していかなる責任も負わないものとする。また，この場合，甲および乙は，丙に対して損害賠償請求等による責任の追及を行わないものとする。

（個人情報保護）

第１２条　甲および乙は，個人情報保護法その他の法令を遵守のうえ，相応の注意を払いデータを取り扱うこととし，甲および乙の操作等に起因して，万が一データの漏えい等が発生した場合にはその責任を負うものとする。

（個人データの取扱い）

第１３条　情報受領者（甲，乙または丙のいずれかであって，本規則の他の当事者から個人データを受領した者をいう。以下，本条において同じ。）は，情報提供者（当該個人データを情報受領者に提供した本規則の当事者をいう。以下，本条において同じ。）から提

供を受けた個人データ（甲および乙の顧客情報を含む。以下同じ。）の取扱いについては，適用される法令（個人情報保護法を含むがこれに限られない。）ならびに都道府県および市区町村の条例を遵守するものとする。

2　情報受領者は，情報提供者から提供を受けた個人データの取扱いに関する安全管理措置について，情報提供者からの指示を遵守して行うものとする。

3　情報提供者が情報受領者へ提供する個人データは，情報提供者が不正に入手，または不正な取扱いをしたものでないものとする。

4　情報受領者は，情報提供者から提供を受けた個人データの取扱いに従事する職員の教育指導に万全を期し，当該職員に対する必要かつ適切な監督を行い，適切な事務の処理に努めるものとする。

5　情報受領者は，情報提供者から提供を受けた個人データの取扱いについては，第三者への漏えいを行ってはならず，また利用目的の達成に必要な範囲外の使用または加工を行ってはならない。

6　情報受領者は，利用目的終了後または情報提供者から指示を受けた場合は，情報提供者から提供を受けたすべての個人データおよび当該個人データの電子データを含む複製および複写について，破棄，廃棄または消去を行うものとする。

7　情報受領者は，情報提供者の求めがある場合には，情報提供者から提供を受けた個人データの取扱いの状況について情報提供者に報告するものとする。

8　情報受領者は，情報提供者から提供を受けた個人データの漏えい等の事故が発生した場合は，直ちに適切な処置をとるとともに，情報提供者に報告を行い，必要な指示を受けるものとする。

9　情報受領者は，情報提供者から提供を受けた個人データの取扱いについて，定期確認を行うために富士通㈱に再委託を行う場合を除き，情報提供者の同意なく，再委託を行わないものとする。

（第三者提供・営利目的等の利用の禁止）

第１４条　ＣＣＳから提供されるデータおよび照会結果は，甲および乙の内部でのみ使用するものとし，営利目的等のために利用してはならないものとする。

（利用標準環境・セキュリティの遵守）

第１５条　甲および乙は，あらかじめ定められた利用標準環境を遵守する。丙は利用標準環境以外での動作については保証しないものとする。また，甲および乙は，自らの電子的業務環境について，金融機関に求められる高度かつ専門的なセキュリティ環境を具備し，相当の注意を払い，ＣＣＳを利用するものとする。

（費用の支払い）

第１６条　甲および乙は，ＣＣＳの利用にあたっては，以下の各号の定めのとおり，利用料を丙に支払うものとする。

①　利用料は，丙が別に定める単価に，利用者である甲または乙が計算基準日（毎年４月１日および１０月１日時点）において保有する「クライアント証明書」の数を乗じた金額とする。

②　丙は，乙に対し，乙が取りまとめる都道府県域の甲および乙自身の利用料の合計金額を通知し，請求を行う。乙は，甲に対して丙から受領した請求明細書のうち甲に係る利用料を通知し，請求を行う。

③　利用料の支払は，丙が作成した請求明細書に従い，半年ごとに前払いされるものとする。

2　前項により前払いされた利用料は，第５条の規定によりかかる利用料の対象となる期間中に甲または乙によりＣＣＳの利用が停止された場合であっても，返還されないものとする。

３　甲および乙は，利用料に係る消費税等の税金および支払いに関する手数料を負担するものとする。

（協議）
第１７条　本規則に定めのない事項または疑義が生じた事項については，丙は甲または乙と協議のうえ，誠意をもって解決を図るものとする。

（準拠法及び管轄）
第１８条　本規則は，日本法に準拠し，かつ解釈されるものとする。本規則その他ＣＣＳに関して甲，乙および丙の間で生じる紛争については，東京地方裁判所または甲・乙の住所を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（規則の変更）
第１９条　本規則は，丙の都合により変更される場合がある。規則の変更日以降は，変更後の規則に従い取り扱うものとする。なお，丙は，変更の内容等については，甲および乙に対して事前に通知するものとする。

（契約の個別性）
第２０条　本規則をその内容とする契約は，第３条により「顧客属性照会システム利用申請書」を乙に提出した甲ごとに成立するものとし，甲，乙および丙は，当該甲と，別の農業協同組合または第７条により当該甲について取りまとめ機能を果たす乙以外の連合会との間に権利義務を発生させるものではないことを確認する。

（附則）
この規則は，平成27年７月１日から実施する。